

第4章 施策の展開

基本目標1 まちぐるみ みんなでつくる子育て支援のまち

1 教育・保育サービスの充実

急速な少子化が進行する中で、共働き家庭の増加などにより、保育を必要とする子どもが増加しています。また、母親の就労意向が高まる一方で、産休・育児休業明けに保育園等に預けられず、就労が継続することができないなど、待機児童の拡大が社会問題となっており、その対策が重要課題となっています。

本町に居住する全ての乳幼児が適切で、豊かな教育・保育サービスが受けられるよう、また、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、教育・保育サービスの質、量の両面を充実し、提供体制を整えます。

なお、各施策・事業の具体的な内容、計画については、第5章 子ども・子育て支援事業計画において、述べています。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	教育サービスの充実	満3歳以上の小学校就学前の子どもたちに、適切で、豊かな幼児教育を提供します。	量の見込み、提供体制は、第5章 69ページを参照	子育て支援課
2	保育サービスの充実	0歳児から小学校就学前の子どもで、保護者の労働または疾病などの理由で家庭において必要な保育が受けられない子どもたちに、適切で豊かな保育を提供します。	量の見込み、提供体制は、第5章 70ページ参照	子育て支援課

2 地域子ども・子育て支援事業サービスの充実

子どもたちの健やかな成長のため、また、安心して仕事と子育てが両立できるよう、多様な教育・保育ニーズ、就労形態等に対応したサービスが求められています。

教育・保育サービスを補い、仕事と子育ての両立を支援する次の13の地域子ども・子育て支援事業のサービス提供体制を整えます。

なお、各施策・事業の具体的な内容、計画については、第5章 子ども・子育て支援事業計画において、述べています。

第4章 施策の展開

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	利用者支援事業 【新規】	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	支援のあり方を検討し、平成28年度に事業実施を目指します。	子育て支援課
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。	町内3か所の地域子育て支援センターを強化します。	子育て支援課
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の各時期に必要な医学的検査を実施する事業です。	「妊婦健康診査受診票・受診券」を配布し、費用の一部を助成します。	健康支援課
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。	全家庭に保健師等が訪問し、訪問実施率100%を目指します。	健康支援課
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	乳幼児健診未受診者の把握、訪問活動等により、虐待の早期発見に努めます。	健康支援課
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業及び夜間の養護を行う事業です。	ニーズの動向を見守り、関係機関との連携により対応します。	子育て支援課
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	児童の預かりや送迎等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動を連絡、調整を行う事業です。	提供会員、依頼会員の拡大に努めます。	子育て支援課
8	一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、おもに昼間において、保育園、幼稚園等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	保育園、幼稚園、ファミリー・サポート・センターで対応します。	子育て支援課
9	時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴い、11時間の開所時間を超過して必要とされる保育需要に対応する事業です。	保育園全園を7時から19時まで開所します。	子育て支援課
【目標について】 ○各施策・事業の「量の見込み」「供給体制」については、第5章 子ども・子育て支援事業計画 71～76ページを参照				

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
10	病児病後児保育	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等をする事業です。	病児保育室「とんことり」で実施します。	子育て支援課
11	放課後児童健全育成事業	保護者が昼間いない家庭の小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与える事業です。	町内各小学校で実施します。	子育て支援課
12	実費徴収に係る補給給付を行う事業【新規】	教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具等物品の購入に要する費用等を助成する事業です。	事業の実施について検討します。	子育て支援課
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活かした施設の設置や運営を促進する事業です。	事業の実施について検討します。	子育て支援課
<p>【目標について】</p> <p>○各施策・事業の「量の見込み」「供給体制」については、第5章 子ども・子育て支援事業計画 71～76 ページを参照</p>				

3 みんなで子育てサポートの充実

全ての子育て家庭に対し、身近な地域においての相談支援や情報提供、また子育て親子同士の交流活動の場の提供が求められています。

このため、子育て支援センターを拠点に、また幼稚園、保育園などの子ども・子育て支援施設において、子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言、交流活動など、子育て家庭に対するきめ細やかな支援に努めます。

また、各種子育て支援サービス等が子育て家庭に十分周知されるよう、すぎとガイドマップの活用や子育て支援ガイドブックの作成・配布、ホームページの情報掲載などさまざまな情報手段を用いて、情報提供を図ります。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	子育て支援センター等における情報発信	「子育て支援センターたんぼぼ」を中心として、乳幼児期の子育てに関する様々な情報の発信を行っていきます。また、子育て相談は随時実施しており、いつでも気軽に応じられる相談体制に努めます。	施設の存在を地域住民に知らせ、利用したいときに気軽に行けたり利用者の必要な情報が手軽に入手できる工夫をします。	子育て支援課

第4章 施策の展開

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
2	幼稚園・保育園における相談事業	幼児期の教育の大切さや家庭との連携を図ることの大切さから、幼稚園及び保育園では定期的な個人面談や随時相談を実施します。	保育園で、個人面談や随時相談を実施します。	子育て支援課
3	「ぽっぽはうす」の開催	子育て中の保護者（父親及び母親）が子育てに関する情報を交換し、互いに子育てのノウハウを身に付けられる「ぽっぽはうす」を開催します。	子育て中の問題、課題等に重点をおいた内容で実施します。	社会教育課
4	幼稚園・保育園における相談事業	幼児期の教育の大切さや家庭との連携を図ることの大切さから、幼稚園及び保育園では定期的な個人面談や随時相談を実施します。	幼稚園教育の理解を進め、子育ての不安の解消に努めます。	学校教育課
5	子育て相談（子育て支援センター）	子育て相談は、子育て支援センターで随時実施しており、今後も、いつでも気軽に応じられる相談体制に努めていきます。	地域の子育て親子の相談指導の実施と子育てに係る情報の提供や支援の調整を図ります。	子育て支援課
6	交流の場づくり（子育て支援センター）	身近な場所で気軽に親子で集うことができ、相談・交流できる場の提供を進めていきます。	子育て中の親子が気軽に集い、安心して相互交流ができる場を提供します。	子育て支援課
7	育児サークルの育成・活動支援（子育て支援センター）	子育て中の仲間をつくって楽しく支え合いながら子育てができるよう、育児サークルの育成とその活動を支援していきます。	子育てサークル活動を行う利用者の育成、支援をします。	子育て支援課
8	育児教室・子育て講習会等の開催（子育て支援センター）	年齢別育児教室や子育ての知識を学ぶ講習会、リフレッシュや父親向けの講習会などを開催します。	地域ボランティアの育成と子育て親子のニーズに合った事業展開に努めます。	子育て支援課
9	出前広場（子育て支援センター）	公民館や公園、保育園等の施設を利用して親子交流や支援活動を行います。	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で相互交流できる場を提供します。	子育て支援課
10	子育て支援ガイドブックの作成・配布	「杉戸町の子育て支援のご案内」を作成して配布し、子育て支援情報の提供に努めます。	子育て支援ガイドブックの作成・配布をします。	子育て支援課
11	保育園における第三者評価制度の導入検討	保育園運営における問題点を把握し、保育サービス向上のため第三者評価制度の導入を検討します。	第三者評価制度の導入を検討します。	子育て支援課

4 地域ぐるみの居場所、交流の場づくり

子どもを取り巻く環境や遊び方が大きく変化しており、子どもたちが集い、自由にのびのびと遊べる環境づくりが課題となっています。

児童の健全育成を図るため、児童館、公民館、学校等の社会資源や子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した子どもの居場所、交流の場づくりの取り組みを進めます。

また、生涯学習センター等において、地域の子どもたちの活動の場として、積極的に受け入れと活動の展開を図るとともに、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始め、多様な体験活動の提供を進めます。

地域の高齢者と子どもたち、子育て親子など、世代を超えた交流を推進し、地域の輪づくり、支えあいの心の醸成を図ります。また、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。さらに公共施設等を活用して、集いの広場、地域ぐるみの交流の輪を広げます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	児童館の充実	泉児童館活動の充実を図るとともに、公民館等において出前児童館事業や、広場などの開催を進めます。	児童館ボランティアの受け入れ、養成をします。	子育て支援課
2	子育て支援センターにおける児童館事業の展開	児童館と連携し事業の展開を図ります。	出前児童館を充実します。	子育て支援課
3	子どもの遊び場の充実	身近な遊び場（子ども広場）の充実を図ります。	子どもの遊び場を充実します。	子育て支援課
4	青少年相談員活動の促進	青少年相談員事業として、自然の大切さや仲間の大切さを学ぶ機会を提供していきます。	青少年相談員活動を促進します。	子育て支援課
5	生涯学習センター・町立図書館における子ども向け事業	夏休みの「子ども自習室」や自然観察会、子ども映画会など、子どもたちの多様な体験機会や居場所づくりの提供を進めます。	児童・生徒の居場所の確保及び子育て世帯の交流の場を提供します。	社会教育課
6	放課後子ども教室の充実	活動内容を検討し、事業の充実を図ります。	平成31年度までに、全小学校区の50%に整備します。放課後子どもプラン運営委員会において、余裕教室の活用状況や総合的な放課後児童健全育成事業対策等について協議を行います。	社会教育課

第4章 施策の展開

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
7	放課後児童クラブとの連携	放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体的にまたは連携した実施を推進します。	放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室を平成31年度までに1か所整備することを目指します。共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブと連携して定期的な打ち合わせの場を設けます。	社会教育課
8	子ども会活動の促進	異年齢集団である子ども会での活動を通して、郷土愛や思いやり、協調性、積極性等を養うことができるよう支援していきます。	「地域の教育力」の向上、「地域の絆」の再生のため、子ども会活動の充実を図ります。	社会教育課
9	スポーツ少年団活動の促進	子どもたちの身近なスポーツ団体として、スポーツ少年団の活動を支援していきます。	スポーツ少年団指導者・母集団合同研修会を開催します。	社会教育課
10	公民館における子ども向け事業	古代体験学習、親子観劇など、様々な活動を通して、子どもたちの多様な体験機会や仲間づくり、親子・親同士の交流が図られるよう、公民館事業を推進します。	子ども向け事業の充実を図ります。	社会教育課
11	子ども向けスポーツ事業	ファミリーバドミントンやグラウンド・ゴルフなどニュースポーツの推進を図り、子どもや親子を対象としたスポーツ事業の開催を進めます。	ニュースポーツの普及を図り、生涯スポーツの振興を図ります。	社会教育課
12	子どもの遊び場の充実	地区の公園など、身近な遊び場の充実を図ります。	子どもの遊び場としての環境保全・向上に努め、トイレの改修時等にバリアフリー化や手摺等の設置を検討します。	都市施設整備課
13	公民館における高齢者との交流事業	郷土に伝わる伝統遊び体験などを通じて、子どもと高齢者の交流事業を進めます。	子どもと高齢者のふれあい事業を推進します。	社会教育課
14	なかよし広場事業	子どもの健やかな成長を願い、また、保護者が安心できる子育てに役立つよう、就園前の子育ての指導を実施します。	就園前の子育て支援を実施します。	学校教育課

基本目標 2 笑顔が輝き 子ども親も元気に暮らすまち

1 子と親の健康サポート

安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康のためにきめ細やかな保健活動を進めていくことは重要です。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実します。特に親の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	母子健康手帳の交付・妊婦健康診査の実施	母子健康手帳交付時に保健師との面接を実施し、様々な情報を必要なときに入手できる環境を整備します。妊娠中の異常を早期発見し適切な保健指導を行うため妊婦健康診査を実施します。	妊娠中の健康管理や子どもの健全な発育発達を促します。	健康支援課
2	ママパパ教室の開催	平日クラスを年4回＜1コース5日間＞で実施します。日曜クラスを年4回で実施します。ママパパ教室同窓会を年4回実施します。	妊娠・出産・産褥期を快適かつ安全に過ごし、産後の育児不安を解消します。	健康支援課
3	妊産婦・乳幼児訪問指導	ハイリスク妊婦や育児不安の多い産婦への訪問を行います。希望者及びハイリスク児の家庭訪問を実施します。	ハイリスク児、健診未受診児等の家庭訪問を実施、養育が必要な家庭に対し早期に把握、支援を行います。	健康支援課
4	乳幼児健診	乳幼児健診（3～4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）の受診率の向上と未受診者の把握に努めます。	発達の遅れや異常の早期発見を行い、乳幼児の健全な発育、発達を促します。	健康支援課

第4章 施策の展開

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
5	健康相談	随時実施し、育児不安の軽減・虐待の予防に努めます。	健康相談の随時開催を継続します。保健師等による母子手帳交付時の面接を継続します。	健康支援課
6	予防接種	乳幼児は、保護者に対して家庭訪問・乳幼児健診時に説明します。学生は、個別通知するほか、広報・ホームページ掲載により周知を図り、接種率の低下を防止します。	予防接種法に基づく定期接種を実施し、感染症の流行防止・罹患防止・重症化防止を図ります。	健康支援課
7	杉戸町母子愛育会活動の推進	母子愛育会活動を推進します。	子育ての孤立化防止のための声かけ訪問や地域の母子の交流を図ります。	健康支援課

2 食べる楽しさ、食育の推進

さまざまな社会の変化を反映し、子どもたちの食生活は大きく変化しています。健全な心と身体を育むため、食育の推進が課題となっています。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保健センター等の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	学校における食育の推進	子どもたちが将来にわたって自らの食生活に関心を持ち健康な生活を送れるよう、栄養教諭を中心に、関係教科や総合的な学習の時間、給食の時間等において食育の指導をしていきます。	栄養教諭を中心とした学校における食育を推進します。	学校教育課
2	幼稚園における食育の推進	行事食などを通じた食育の推進を図るとともに、食育に関する保護者への周知を進めます。	行事食や毎日の弁当作りなどの機会幼児・保護者への食育を推進します。	学校教育課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
3	地産地消の推進	町内の小・中学校において、地域食材の使用を推進します。	「ふるさと給食月間」などの地産地消の推進機会を活用していきます。	教育総務課
4	アグリパークにおける子ども向け事業	農業体験や収穫体験など、地域コミュニティの活性化を図り、子どもたちの食育・地産地消に対する意識を高め、アグリパークを活用した食育活動を進めます。	家族層を中心とした地域コミュニティの創出、子どもたちに対する食育活動の推進。	産業課
5	保育園における食育の推進	行事食などを通じた食育の推進を図るとともに、食育に関する保護者への周知を進めます。	食育クッキングなどを通じた食育の推進をします。	子育て支援課
6	地産地消の推進	町内の保育園において、地域の旬の食材を生かした献立を推進します。	安心・安全な食材購入を推進します。	子育て支援課
7	離乳食教室	管理栄養士による講話と調理実習、試食などを行い、乳児の食生活の基礎となる「離乳食」についての学習の機会を提供します。	乳児の成長や発育にあった離乳の進め方を理解し、基本的な調理法を身につけ学習する機会を提供します。	健康支援課
8	栄養相談	管理栄養士による栄養相談を随時実施します。乳幼児健診において栄養相談を実施します。	食に関する不安を軽減し、乳幼児期からの食育の推進を図ります。	健康支援課

3 思春期の健康な体づくり

思春期は身体の急激な変化とともに心が大きく揺れ動く時期であり、正しい知識の普及と親身な相談体制を確保することが重要です。

10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を推進します。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	学校教育と保健センターの連携による健康教育	希望のあった小・中学校において健康な体作りをテーマに健康教育を実施します。思春期の心身の健康づくりに必要な相談体制を整備します。	思春期の心身の健康な成長を促します。	健康支援課

4 小児医療ネットワークの充実

安心して子育てができるよう、子どもの医療体制の充実と経済的負担の軽減は重要です。

子ども医療費の助成については継続的に実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

また、小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。特に小児救急医療について、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、取り組んでいきます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	子ども医療費支給制度の充実	中学校修了までの児童の医療保険適用の医療費を支給します。	継続的に実施し、窓口払い無料化の地域拡大の検討をします。	子育て支援課
2	小児休日診療	感染症が流行する12月～3月の休日の午前に、杉戸町・幸手市両医師会の小児科医の協力のもと、在宅当番診療を実施します。	感染症が流行する冬季の休日に小児科医による在宅当番診療を実施し、小児の初期医療体制を確保します。	健康支援課
3	小児救急医療体制	東部北地区管内の小児科の病院にて、休日の昼間と毎日の夜間、小児の二次救急診療を実施します。	小児救急医療支援事業(二次救急)を実施し、小児の二次救急医療体制を確保します。	健康支援課

基本目標3 のびのびと みんなが楽しく学ぶまち

1 地域で育む次代の親

少子化の進展により赤ちゃんと接する機会が少ない子どもたちが増えています。中学生、高校生が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、学校、保育園、幼稚園、児童館等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

また、基本的な生活習慣やマナーを育成するため、家庭教育に関する学習機会の場を設定し、次代の親づくりを推進します。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	家庭教育に関する学習機会	公民館において、基本的な生活習慣や社会的マナーを育成する上で、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。	公民館において、家庭教育関係の情報提供や学習会の開催に努めます。	社会教育課
2	乳幼児とのふれあいの機会	キャリア教育の視点から、子どもの個性を認め、よさを生かす活動として、総合的な学習の時間や家庭科の学習及び社会体験事業等で幼稚園や保育園等で乳幼児とのふれあいの機会を設定します。	中学生が幼稚園や保育園等で幼児とのふれあいを実施します。	学校教育課
3	「すぎの子憲章」の啓発	広報紙やイベント等を通じて「すぎの子憲章」の啓発を進めます。	「すぎの子憲章」の啓発を進めます。	子育て支援課

2 生きる力を育む学校教育の充実

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を力強く生きるために、その基礎となる知・徳・体を育む学校教育は重要です。

学校における全教育活動を通して、指導法・指導体制の工夫改善を図りながら「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の向上」を推進します。

また、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育園と小学校との連携を推進していきます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	地域に信頼された開かれた学校づくり	各小・中学校が、特色ある教育活動を実施し、保護者・地域に情報発信することで信頼される開かれた学校づくりを推進します。	開かれた学校づくりと特色ある教育活動を実施します。	学校教育課
2	幼・保・小連携の推進	就学児が学校生活に適應できるよう幼稚園・保育園と小学校で連絡会を年2回実施します。	幼稚園・保育園と小学校教育のなめらかな接続をめざし連絡会を実施します。	学校教育課
3	就学前教育の充実	幼稚園、保育園職員の研修及び指導計画の共通化等による専門的機能を生かし、幼児教育の質的向上と子育て支援を推進します。	幼稚園職員の研修を実施し、幼児教育の充実を図ります。	学校教育課
4	施設・設備の充実	園児により良い教育環境を提供するため、園舎の改築を図ります。	老朽化した園舎を整備します。	教育総務課

3 家庭・地域の連携による教育力の向上

地域の絆が薄れ、地域社会が持つ教育力の低下が問題となっています。

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	学校施設開放	学校施設の有効活用及び地域のスポーツ、コミュニティの活性化を図るために、今後も継続して事業を実施していきます。	利用団体数や利用件数の維持・拡充に努めます。	社会教育課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
2	国体記念運動広場整備	多様なスポーツ活動ができるよう、スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設として整備し、施設整備の充実を図り利用団体数や利用件数の拡充に努めます。	施設整備の充実を図り、利用団体数や利用件数の拡充に努めます。	社会教育課
3	指導者・母集団研修	スポーツセミナーや、生涯学習まちづくり出前講習会「まなびっちゃんすぎと塾」を活用し、スポーツ少年団指導者・母集団の意識向上を図ります。	スポーツ少年団指導者・母集団合同研修会を開催します。	社会教育課
4	あいさつ運動	各小学校PTAと共催により、あいさつ運動を実施します。道徳心を養い心のふれあいを推進します。	日頃から地域の「あいさつ運動」により、青少年を見守り、地域で育てていきます。	住民参加推進課

4 関係団体との協力による有害環境の排除

高度情報社会の進展により、子どもにとって有害な情報が氾濫しており、それらを排除する対策が課題となっています。

メディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	有害環境対策	青少年育成推進員協議会による町内の巡回調査を行い、啓発活動を実施します。携帯電話のフィルタリング啓発に取り組みます。	コンビニ巡回による有害図書調査や携帯電話店舗の巡回をします。	子育て支援課

基本目標4 みんなで守ろう 安心安全なまち

1 安全・安心なまちづくりの推進

子どもたちが安心してのびのびと生活できるよう、住まいや街の環境整備、また、犯罪に巻き込まれないよう、地域社会全体で子どもの安全を確保することは重要です。

子育てを担う若い世代が住居を確保することができるよう、公共賃貸住宅の供給や子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居制度の活用を図っていきます。

子どもたちの安全・安心を確保するため、警察、学校、保育園、幼稚園、また地域住民が一体となって、防犯、交通安全対策の強化を図ります。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	子育て世帯への支援	町営・県営住宅などの入居募集の情報提供、及び、町営住宅の入居申告登録で父子・母子・多子世帯を優先して登録を行います。	広報紙等を通じて情報提供に努め、町営住宅の父子・母子・多子世帯の優先登録を行います。	建築課
2	杉戸町子ども110番「ホットハウス」	杉戸町子ども110番「ホットハウス」を委嘱し、子どもを一時的に保護する緊急避難所としての役割をお願いします。安心・安全な登下校を地域の方で守ります。	地域の方で安心・安全な登下校を守ります。	学校教育課
3	保育園等における交通安全指導	警察、民間企業の協力により園児・保護者に交通安全教室を実施します。	交通安全指導を実施し、意識の啓発に努めます。	子育て支援課
4	青少年非行防止パトロール	青少年育成推進委員により、夏休み期間中の夏祭りや流灯まつりにパトロールを実施していきます。	青少年非行防止パトロールを実施します。	子育て支援課
5	交通安全施設の整備	交通安全施設の充実を図るとともに、通学路の定期点検を実施し危険箇所の改善に努めます。	通学路内における危険箇所を重点的に整備します。	住民参加推進課
6	交通安全教育	警察、交通指導員、交通安全関係団体と連携した交通安全教室を実施します。	各団体と連携し、学校等での交通安全教育を実施します。	住民参加推進課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
7	防災行政無線を活用した防犯	下校時間帯に斉放送を行い、見守りによる犯罪の抑止を図ります。	防災行政無線を継続的に使用することで、下校時間帯での防犯パトロールの相乗効果を高めます。	住民参加推進課

2 児童虐待防止ネットワークの充実

児童虐待の事件が多発し社会問題になっており、その対策が求められています。

発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築により、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進していきます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	相談支援体制	一人ひとりの子どもの実態に応じて、さわやか相談員、スクールカウンセラー及び、教育相談室との連携の下、教育相談活動を推進していきます。	一人ひとりの子どもの実態に応じた教育相談体制を充実させます。	学校教育課
2	保育園における相談支援活動	児童相談所等との連携を図り、必要に応じ、面接・助言を行っていきます。職員研修の参加に努めます。	児童相談所等への情報提供と研修への参加に努めます。	子育て支援課
3	要保護児童対策地域協議会	問題を抱える児童の状況に応じ、児童虐待防止、効果的な援助方法や対応等を協議し実践していきます。	児童虐待防止、効果的な援助方法や対応等を協議し実践していきます。	子育て支援課
4	相談体制の充実	育児相談や女性相談・児童相談所などと連携し、虐待の防止・早期発見に努めます。	児童虐待防止マニュアルの活用等により、虐待の防止・早期発見に努めます。	子育て支援課
5	虐待防止のための啓発活動	広報紙や街頭活動等により、「子ども虐待防止オレンジボン運動」等の周知を行い、児童虐待防止についての住民の意識を高めます。	虐待防止のための啓発活動を行います。	子育て支援課

第4章 施策の展開

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
6	支援体制の整備 充実	DV被害者の保護と自立への支援のため、庁内関係各課をはじめ関係機関との連携を図り支援体制を充実させます。	女性心理カウンセラーと連携し、自立支援のための心理サポートや、助言・情報提供を実施します。関係各課と連携をとり相談窓口の充実を図ります。	人権・男女共同 参画推進室
7	女性相談窓口の 充実	夫・パートナーからの暴力をはじめ、女性の悩み全般について相談できる窓口の充実に努めます。	広報紙やホームページを利用して普及啓発をします。	人権・男女共同 参画推進室
8	相談体制の充実	幼稚園や保育園、医療機関、児童相談所などと連携し、虐待の防止、早期発見に努めます。	関係機関との連携を図り、母子の健康が確保されるよう必要なサービスを提供します。	健康支援課
9	虐待防止活動の 推進	乳幼児健診未受診者の把握、訪問活動などにより、虐待の早期発見に努めます。	ハイリスクケースを把握し関係機関と連携し、虐待の予防、早期発見に努めます。	健康支援課

3 障がい児の療育・保育・教育の充実

障がいのある子が将来、社会で自立した生活が送れるよう、療育・保育・教育の充実、また家族などへの相談支援の充実が重要になっています。

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進していきます。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及びリハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

保育園や放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図っていきます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	幼稚園での受け 入れ	関係機関との連携を図りながら、適切な就園相談を実施し、幼稚園における障がい児の受け入れ体制の充実に努めます。	幼稚園就園基準に基づいて受け入れします。	学校教育課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
2	幼稚園での受け入れ	障がい児については、関係機関との連携を図りながら、受け入れ体制の充実に努めます。	幼稚園における受け入れを断続的に進めます。	教育総務課
3	保育園・放課後児童クラブでの受け入れ	関係機関との連携を図り、障がい児の受け入れ体制の充実に努めます。	保育園・放課後児童クラブにおける受け入れを進めます。特別支援学校放課後児童対策事業を実施する放課後児童クラブへ補助金を交付します。	子育て支援課
4	特別支援教育	特別支援学級及び言語通級指導教室を設置し、幼稚園、小・中学校教員への研修を実施、障がい等に応じた教育を推進します。	教員への研修を実施し、特別支援教育を推進します。	学校教育課
5	児童デイサービス	障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、様々な状況や環境に応じて適切な指導及び訓練を受けるものです。	サービスを利用できるように PR に努めます。	子育て支援課
6	乳幼児健康診査等による早期発見	幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）では保健師のほかに臨床心理士等の専門職を交え、療育が必要な子どもの早期発見・早期支援を行います。	乳幼児の発達促進・保護者の育児不安の解消を図ります。	健康支援課
7	乳幼児健全発達支援相談指導事業（個別相談）	発達に遅れのある乳幼児や育児不安のある保護者のきめ細かい相談に応じるため、個別相談を実施します。	乳幼児の発達促進・保護者の育児不安の解消を図ります。	健康支援課
8	ラッコ教室	概ね2歳前後の子どもとその保護者を対象にした親子遊びとグループワークを行います。発達に遅れのある幼児や育児不安のある保護者の相談に応じることにより不安の軽減を図ります。	集団遊び等で子どもの発達促進、保護者の育児不安等軽減を図ります。	健康支援課
9	きらきら教室	行動面に気がかりな点がある児と育児に困難さを抱える保護者を対象として、作業療法士を中心に発達の基礎となる全身を使った遊びの体験を行います。	保護者が子どもに対して適切な関わりや、環境の調整が可能な力を身につけられるよう支援します。	健康支援課

基本目標5 いきいきと働き 地域で育つまち

1 職場・働く人の意識改革

仕事と子育てを両立するために、職場や家庭での意識の改革、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要となっています。

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要であり、このため労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等を推進します。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	国・県等の関係機関から資料、情報提供を受け、それらを事業所むけに発信することを検討し、幅広い啓発を進めます。	事業所・労働者へのワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発に努めます。	産業課
2	育児・介護休業法の普及活動	広報紙やパンフレット等により、育児・介護休業制度の周知を図ります。	事業所・労働者への育児・介護休業法に関する普及啓発に努めます。	産業課
3	就労情報の提供	他課・局と連携し、雇用の促進に努めるとともに、県及び関係機関を通じ雇用の促進を図ります。ハローワークや商工会等と連携し、就労情報の提供に努めます。	就労情報を必要としている失業者への情報提供に努めます。	産業課
4	ワーク・ライフ・バランスの普及促進	父親の育児参加について普及啓発を進めるため、関係機関との連携や情報発信をしていきます。	父親の育児参加に関するイベントの実施や情報提供をしていきます。	子育て支援課
5	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女ともに仕事と生活の調和のとれた豊かな生き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を推進します。	広報紙、ホームページやグループウェアを利用して、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めます。	人権・男女共同参画推進室
6	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画についての認識を深められるよう、研修会や講演会など啓発活動を実施します。	男女共同参画意識の向上を目指した講座を実施します。	人権・男女共同参画推進室

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
7	職員研修事業	杉戸町特定事業主行動計画に掲げるハラスメント防止研修を実施します。	ハラスメント防止研修を実施します。	総務課

2 働く人への子育てサポートの充実

仕事と子育ての両立のための地域子ども・子育て支援事業の充実とともに、それらのサービスが十分に利用されるよう、サービス提供に関する体制整備、情報提供が重要となります。

放課後児童健全育成事業やファミリー・サポート・センター事業など仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実を図るとともに、それらサービスの利用のための体制整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら推進します。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	多様な保育サービス等の充実	保育園、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児保育など、多様な保育サービスの充実に努めます。	継続的な実施により、多様な保育サービス等の充実に努めます。	子育て支援課
2	広報活動の充実	仕事と子育ての両立支援のための法制度・サービスなどの情報提供に努めます。	広報活動を充実させ、情報提供に努めます。	子育て支援課

3 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭には経済的な支援、相談・助言や情報提供など支援が必要です。

きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業を支援するために、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していきます。

【施策・事業の内容】

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
1	児童扶養手当の支給	広報紙やホームページの掲載、窓口での案内等により該当者の制度利用の周知を図ります。	広報紙やホームページの掲載、窓口での案内等により該当者の制度利用の周知を図ります。	子育て支援課

第4章 施策の展開

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	目標	担当課
2	ひとり親家庭児童就学支度金支給制度	経済的支援のため、支給金について広報紙にて周知を行うほか該当者には個別通知を実施します。	広報紙にて周知を行うほか該当者には個別通知を実施します。	子育て支援課
3	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。	継続的に制度の周知に努めます。	子育て支援課
4	教育訓練給付金・高等技能訓練促進費	児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。	継続的に制度の周知に努めます。	子育て支援課
5	ひとり親家庭等医療費助成の充実	保険医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	広報紙やホームページで制度を周知し、窓口払い無料化の地域拡大を検討します。	子育て支援課

